

令和4年度 幼稚園・保育所(園)の入園・入所申請について

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117
神川幼稚園 ☎0495-77-4188 FAX0495-77-4188

幼稚園 1号認定 (現在1号認定を受けている方は、申請不要)

【入園資格】 幼児およびその保護者が町内に在住していること

神川幼稚園(町立) 受付 **10月18日(月)～22日(金)** 午前10時～午後3時
所在地 新里362-2 定員 180人 対象 3歳～5歳児



上記の受付期間内に申請できない方は、電話でご相談ください。入園の可否は12月頃通知します。

受付 神川幼稚園 ☎0495-77-4188

申請書類 10月1日(金)～7日(木)に神川幼稚園および町民福祉課にて配布。

保育所(園) 2・3号認定 (現在2・3号認定を受けている方も現況確認のため、申請が必要)

【入所(園)資格】 保護者が就労などにより家庭での保育ができない児童

丹荘保育所(町立) 受付 **11月8日(月)** 午後3時～5時
所在地 八日市208(令和4年度より、八日市220-1他へ移転予定)
定員 120人

青柳保育所(町立) 受付 **11月9日(火)** 午後3時～5時
所在地 新里2787-5 定員 100人

渡瀬保育園(私立) 受付 **11月10日(水)** 午後3時30分～5時
所在地 渡瀬659-1 定員 20人



上記の受付期間に申請できない方は、**11月1日(月)～30日(火)午前8時30分～午後5時**

15分(土・日・祝日を除く)に町民福祉課または神泉総合支所地域総務課へ申請してください。

※年度途中の入所・入園については、早めにご相談ください。

※入所の可否は2月頃通知します。

受付 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112
地域総務課(神泉総合支所内) ☎0274-52-3271

申請書類

◎新規入所(園)の方 10月1日(金)より受付窓口で配布

◎継続入所(園)の方 10月1日(金)より保育所(園)を通じて配布
(町外の保育所等の方は、ご自宅へ郵送)

※申請には住民登録上の住所が異なっている方も含め生計が同一の方全員の個人番号カードまたは通知カードと、申請される方の本人確認書類が必要となります。

町外の保育所等を希望される方へ

町外の保育所等を希望される場合、保育所等の所在自治体により受付可能期間が異なることがありますので、お早めに町民福祉課までお問合せください。

自治体により、**神川町の保育所等よりも締切が早い場合があります。**

10月から12月は 滞納整理強化期間



町税の納め忘れはありませんか？

ストップ！

滞納

町税(町県民税、固定資産税、軽自動車税)や国民健康保険税は全ての方が安心して健康に暮らすために、重要な役割を持っています。

福祉や保険といった社会保障、ゴミ処理、教育、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで、基礎となる非常に大切な財源であり、定められた期限までに自主的に納めていただくものです。

神川町を含めた県内すべての市町村と埼玉県では、10月から12月までを「滞納整理強化期間」と定め、「ストップ！滞納」を合言葉に徴収対策を強化しています。

納期限を過ぎると

定められた納期限までに町税の納付の確認が取れない方には、督促状や催告書を送付し、納税を促します。また、滞納された町税には法令で定められた延滞金が加算されます。

町税を滞納したままの状態が続くと給与、預貯金、不動産など、財産の差押えが行われ、滞納になっている町税に充当する「滞納処分」が実施されることとなります。

こんなときは納税相談を

病気療養や失業、収入が大きく減少した場合など、やむを得ない家庭の事情や生活の困窮などにより、納期限内の納税が困難な方は督促をそのままにせず、お早めにご相談ください。

平日に仕事等で、納付や納税相談ができない方のために、毎月第2日曜日の午前中、税金の納付や納税相談などのために役場税務課の窓口を開庁しています。

お気軽にご利用ください。

納税相談

10月10日(日) 午前8時30分～正午

11月14日(日) 午前8時30分～正午

12月12日(日) 午前8時30分～正午

口座振替やコンビニ納付等をご利用ください

町税の納付は納め忘れのない口座振替が便利です。口座振替申込書に必要事項を記入のうえ、税務課の窓口などでお申込みください。

※コンビニやスマホアプリ(PayPay、LINE Pay等)による決済でもお納めいただけます。

《滞納処分までの流れ》

◎納税通知書の発送

遅くとも納期限の2週間前までに納税者の皆さんに郵送します。

◎督促状の発送

期限までに納税がない場合に発送します。

◎電話催告・文書催告

督促状発送後にも納税がない場合に電話、文書により催告します。

◎財産調査

督促や催告をしても納税がない場合、勤務先などに財産調査を行います。

◎差押え

財産調査で判明した財産を差押えます。

◎換価

差押えた不動産の公売や給与などの取立てにより、滞納町税等に充当します。

問合せ 税務課 管理担当

☎0495-77-2116

FAX0495-77-2117